

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

簡単に稼げる等の副業トラブルにはご注意ください

<相談事例>

動画を視聴し1日15件口コミをいれると1件につき数百円稼げるという副業をSNSで見つけ、そのサイトのメッセージアプリに登録した。同じ副業をする人たちとグループ単位で課題をこなし目標件数を達成すると報酬が得られる仕組みだった。先日、10,000円を振り込むと13,000円が返金されるという新たな課題に取り組むことになり、事業者から振込口座の情報が送られてきて10,000円振り込んだ。すると、「あなたの操作ミスによりエラーが発生し、他の方が報酬を引き出すことができなくなった、解除料を振り込むように」と指示があり、320,000円振り込んだ。システムエラーが解除されたら返金されると聞いていたが、いまだに返金もなく、報酬も引き出せない。どうしたらよいか。



<アドバイス>

副業に関するトラブルの相談が増加傾向にあります。

- ・「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのうのみにしないようにしましょう。事業者の所在地や電話番号などに不審な点はないか、実在するのかを慎重に判断しましょう。
- ・相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- ・お金を稼ぐはずが、支払いを要求される仕事は注意が必要です。振り込みを求められたら、消費者生活センター等に相談してください。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに!]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)